

# 第3回津山市水道事業経営審議会

---

日時：令和5年7月6日 13:30～

会場：本庁第1委員会室





# 第3回津山市水道事業経営審議会

## 説明内容

1. 水道事業会計の仕組み
2. 本市水道事業の財政状況について
3. 水道料金の仕組みと現状
4. 水道料金の算定フロー
5. 総括原価計算とは

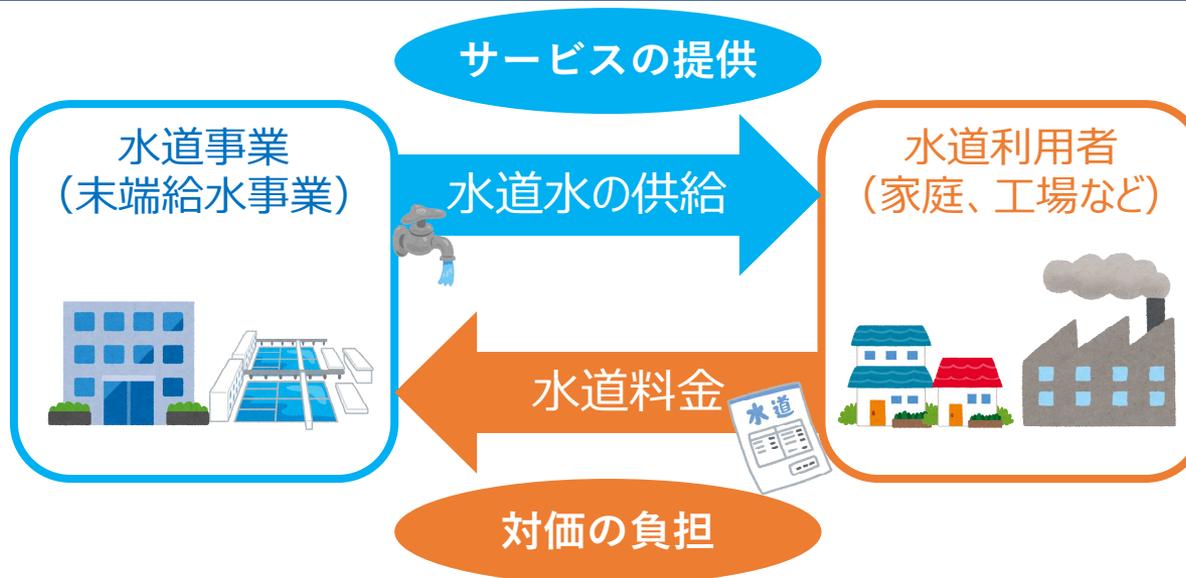


# 1. 水道事業会計の仕組み

## 水道事業会計

### 【地方公営企業】 第1回審議会資料再掲（抜粋）

- 地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し経営する企業を「地方公営企業」と呼び、水道事業もこの「地方公営企業」に該当
- 一般行政事務と異なり、地方公営企業法などにに基づき運営をしており、事業の運営に必要な経費は、事業の運営によって得られる収入でまかなうこととされる（独立採算の原則）



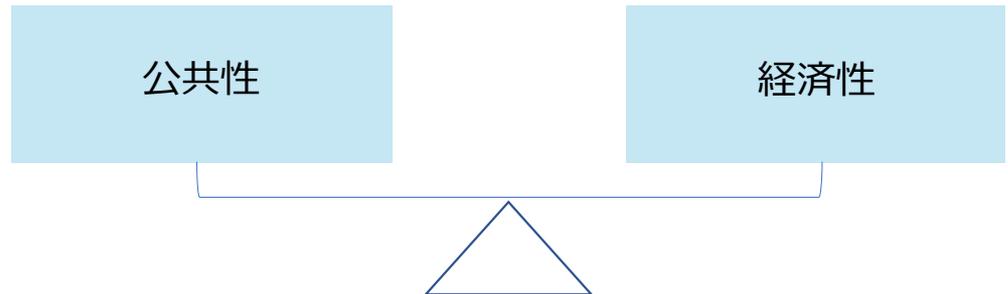


# 1. 水道事業会計の仕組み

## 一般会計と公営企業会計

会計	財源	重視されること
一般会計	租税収入や国庫補助金など限られた財源	支出の規制 (いかに支出を抑えて最大の効果を挙げるか)
公営企業会計	受益者からの料金	効率的な経営管理

- 「水道事業」は、企業としての経済性を発揮しながら、その公共性から様々な制限を受ける。
- 双方のバランスを取りながら、効率的な経営をしていくことが求められている。





# 1. 水道事業会計の仕組み

## 水道事業の特色

## 公営企業の経営

水道法第1条

「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」

住民福祉の増進

必要不可欠なインフラである

水道サービスの  
不断必需性

水道法、地方公営企業法、その他関係法令による

水道事業の  
公共的規制

膨大な固定設備の投資の重複を避けるための

水道事業の  
独占経営

地方公営企業法第3条  
「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」

経済性の発揮

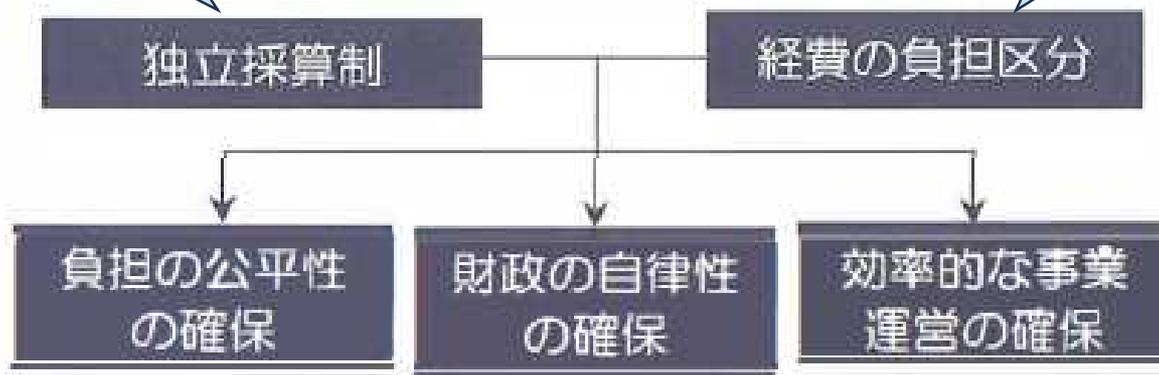


# 1. 水道事業会計の仕組み

## 経営の基本原則

主たる財源は  
水道料金収入  
によって運営  
しなければならない

経費の負担は受  
益者がしなけれ  
ばならない



水道料金改定業務の手引きより抜粋



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 経費負担の原則について

### 経費負担の原則

- ①「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」
- ②「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」

①政令で定める行政経費

- ・消火栓
- ・公共の消防のための水道使用
- ・公園等の公共施設における水道の無償使用

②不採算経費

該当経費はない

消火栓などの経費は津山市が負担します



経費



水道に関するその他の経費は水道事業が負担します



水道料金としてお支払いいただく





# 1. 水道事業会計の仕組み

## 予算について

予算 = 4月1日から3月31日までの間の事業の収入と支出の見積もり  
→ 公営企業においても一般会計同様に、予算で定められた額を超えて支出できない

## 公営企業予算の特徴

- ① 弾力性・自主性（法：地方公営企業法 令：地方公営企業施行令）
  - a. 弾力条項（法第24条3項）…業務量増加に伴い収益増加する場合
  - b. 目以下の流用が管理者限りで可能（令18条2項）
  - c. 現金を伴わない経費の超過支出（令第18法第5項但書）
- ② 発生主義（法第20条第1項 ※一般会計は現金主義）
- ③ 収益的収支・資本的収支（3条予算と4条予算）



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 収益的収支と資本的収支

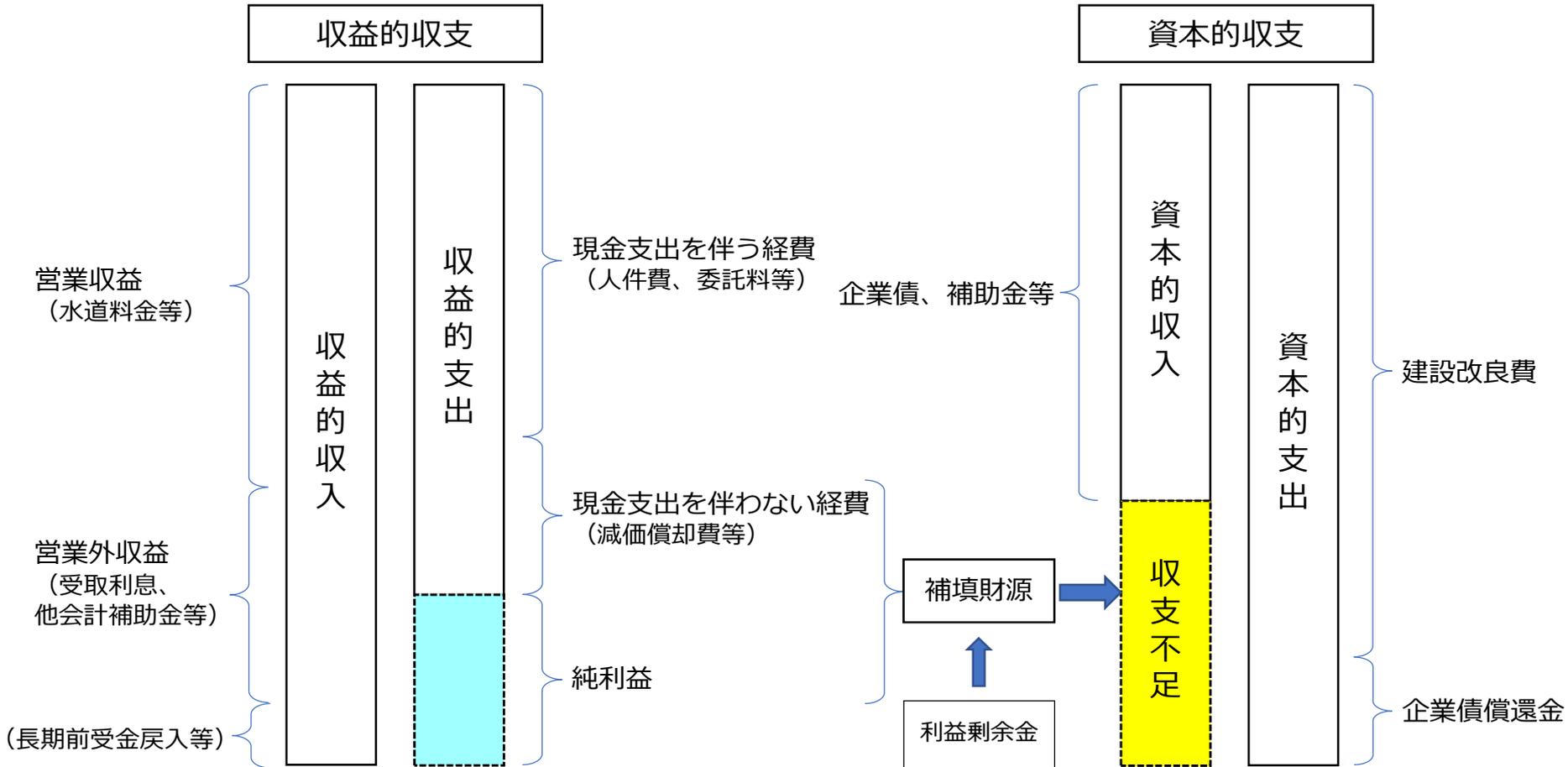
収益的収支	資本的収支
日々の事業を運営するために必要な収入と支出	水道施設の整備や更新のために必要な収入と支出
■ 収入 水道料金、加入金、受託工事収益、 他会計補助金、受取利息、 長期前受金戻入 など	■ 収入 企業債、補助金、出資金 など
■ 支出 人件費、維持管理費、企業債支払利息、 減価償却費 など	■ 支出 建設改良費、企業債償還金 など
予算様式第3条(収益的収入及び支出) ⇒3条予算と呼ばれる	予算様式第4条(資本的収入及び支出) ⇒4条予算と呼ばれる



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 第1回審議会資料再掲（抜粋）

【収益的収支と資本的収支】





# 1. 水道事業会計の仕組み

## 【参考】用語の説明（収益的収支）

用語	説明
収益的収支 (しゅうえきてきしゅうし)	3条収支。主たる営業活動の収支。
営業収益 (えいぎょうしゅうえき)	主たる営業活動のために要する収益。主たる収入は給水収益。
営業外収益 (えいぎょうがいしゅうえき)	補助金等の営業活動外の収益。
営業費用 (えいぎょうひよう)	主たる営業活動のために要する費用。人件費や維持管理費等であり、負担部門により、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費で構成。
営業外費用 (えいぎょうがいひよう)	企業債利息等の営業活動外の費用。
純利益 (じゅんりえき)	収益的収支により得た利益。 独立採算の原則により、主たる収益を給水収益として黒字で運営される必要がある。



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 【参考】用語の説明（資本的収支）

用語	説明
資本的収支 （しほんてきしゅうし）	4条収支。水道施設の建設やその財源の収支。
企業債 （きぎょうさい）	建設改良費等に充てるための借入金。
補填財源 （ほてんざいげん）	資本的収支不足額に補填するための財源。資本的収支では建設改良費が高額になるため、通常不足が生じる。
企業債償還金 （きぎょうさいしょうかんきん）	借り入れた企業債の元金償還額。
建設改良費 （けんせつかいりょうひ）	水道施設の建設、改良に要する事業費。



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 減価償却費と長期前受金戻入（非現金収支）

- 減価償却費（げんかしょうきゃくひ）：  
時間の経過とともに価値が減少する固定資産の取得費用を公平に分配するもの。  
＝今後必要となる施設の再整備に要する資金を法定耐用年数に応じて計画的に積み立てていくもの。
- 長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゆう）：  
資産の減価償却費に含まれる補助金相当額を収益化するもの。



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 減価償却費と長期前受金戻入（非現金収支）



現金が支出されたわけではない  
⇒内部留保されている状態

各年度に差引75万円（減価償却費100万円－長期前受金戻入25万円）が内部留保  
→将来の施設整備費用や施設整備のために借り入れた借金（元金）の財源となる



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 決算について

公営企業は、予算制度を採用しているために必要となる決算報告書のほか、「企業」として、営業成績や財務状態を示すために必要な財務諸表の作成が必要

区分	公営企業会計	一般会計
決算書類	決算報告書 損益計算書 貸借対照表 剰余金（欠損金）計算書 剰余金（欠損金）処分計算書	歳入歳出決算書



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 決算書類

決算書類	説明
①決算報告書	公営企業の会計は、一般会計と同様に予算制度を採用 収益的収入・支出及び資本的収入・支出予算に対する実績を示す決算報告書を作成
②損益計算書	一営業期間における企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対する費用を記載し、純損益とその発生由来を表示
③貸借対照表	企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書
④余剰金計算書 (欠損金計算書)	余剰金又は欠損金が、その年度中に、どのように増減変動したかの内容を表す報告書
⑤剰余金処分計算書 (欠損金処分計算書)	未処分利益剰余金(利益処分の対象となる剰余金)処分、又は欠損金処理についての計算書 議会の議決を受けることにより、翌年度において処分を実施



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 貸借対照表

一定の時点（通常は決算日）における企業の財産の状況を表したもので、決算時に作成が義務づけ

### ■記載項目

- 企業が持っている資産（現金、建物、備品など）
- 企業が抱えている負債（借入金など）
- 企業が抱えている資本（資本金など）



企業の総資本がどのように調達されたか、投入された資本がどのように運用されているかを示す。

## 貸借対照表

運用	調達
資産	負債
	資本



# 1. 水道事業会計の仕組み

## 損益計算書

一営業期間における企業の経営成績を明らかにするための報告書で、決算時作成が義務づけ

### ■ 記載項目

- 期間中に得た全ての収益
- 期間中に支出した全ての費用
- 最終的に発生した利益（損失）の算出
- 利益（損失）が生み出された経緯の把握



過去の経営を分析し、将来の方針を立てるのに役立つ

## 損益計算書の仕組み

### ① 営業損益計算

$$\text{営業収益} - \text{営業費用} = \text{営業利益}$$

### ② 経常損益計算

$$\text{営業利益} + \text{営業外収益} - \text{営業外費用} = \text{経常利益}$$

### ③ 純損益計算

$$\text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失} = \text{純利益}$$

※それぞれ値がマイナスの場合は「損失」となる

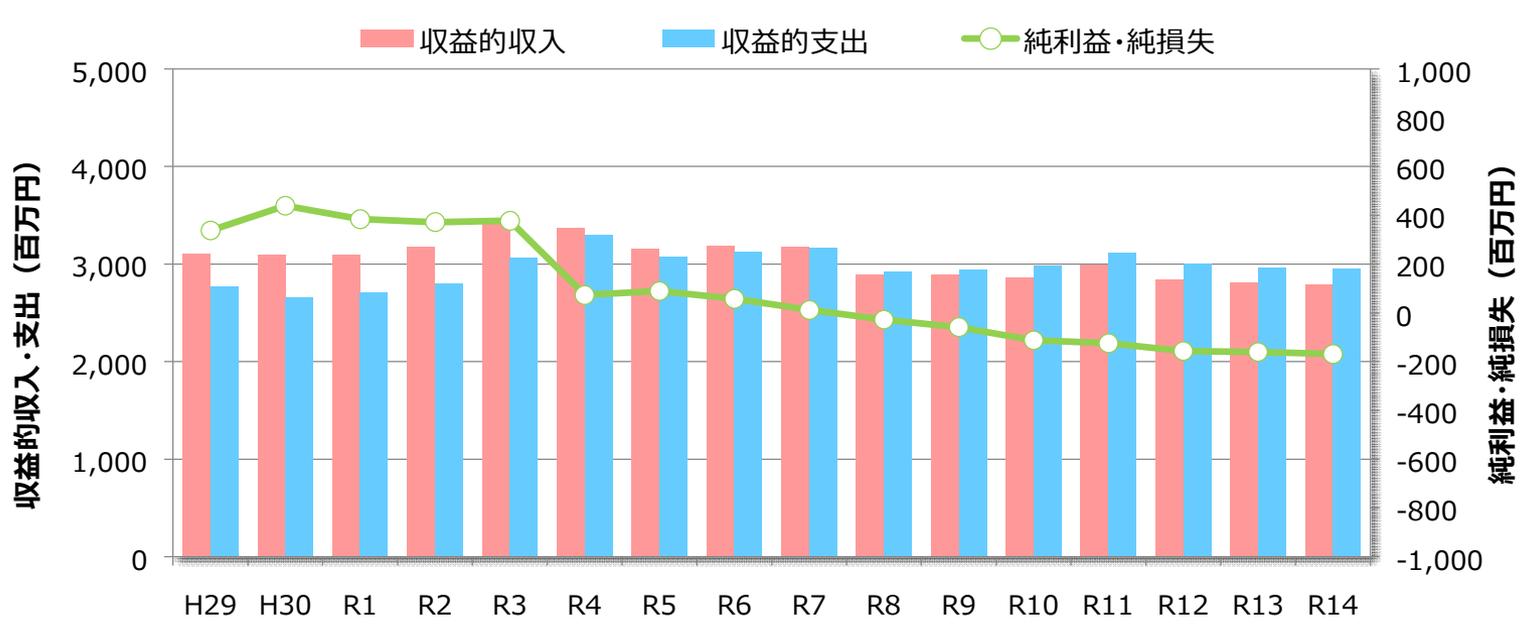


## 2. 本市水道事業の財政状況

第1回審議会資料再掲

注：R4は予算値

### 収益的収支の見通し



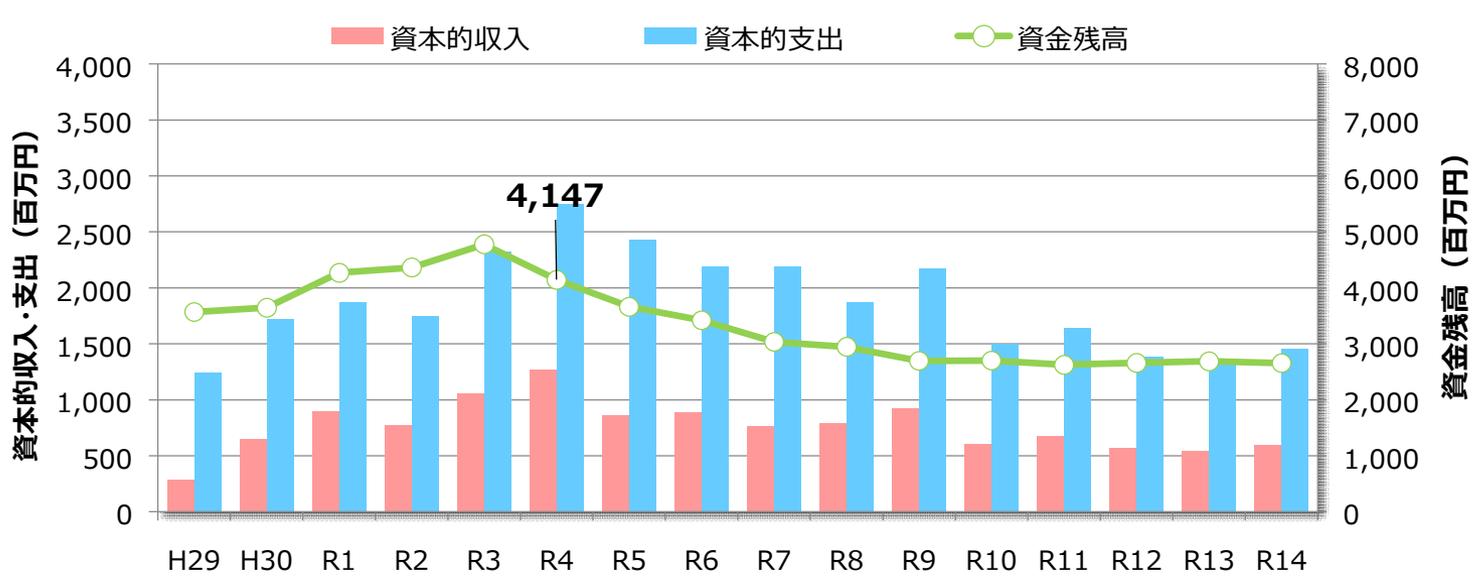
- 収益的収支は、人口・給水量の減少に伴う収入の減少と動力費の高騰などによる支出の増加に伴い、令和8年度以降赤字に転じる見通し



# 2. 本市水道事業の財政状況

## 資本的収支の見通し

第1回審議会資料再掲  
注：R4は予算値



- 更新事業の財源不足額は、当面は保有する留保資金で賄うことが可能
- 長期的には、収益的収支の赤字額の拡大などにより、更新事業に必要な資金が不足する恐れ



## 2. 本市水道事業の財政状況

### 内部留保資金の確保

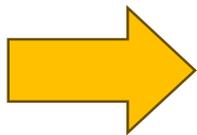
#### ■ 内部留保資金

(緊急時運転資金)

- 災害などの不測の事態に備えるための運転資金

(必要余剰的留保資金)

- 今後の施設整備（建設改良）の費用に充てる財源として使われる資金（起債等の外部資金に頼らない部分）



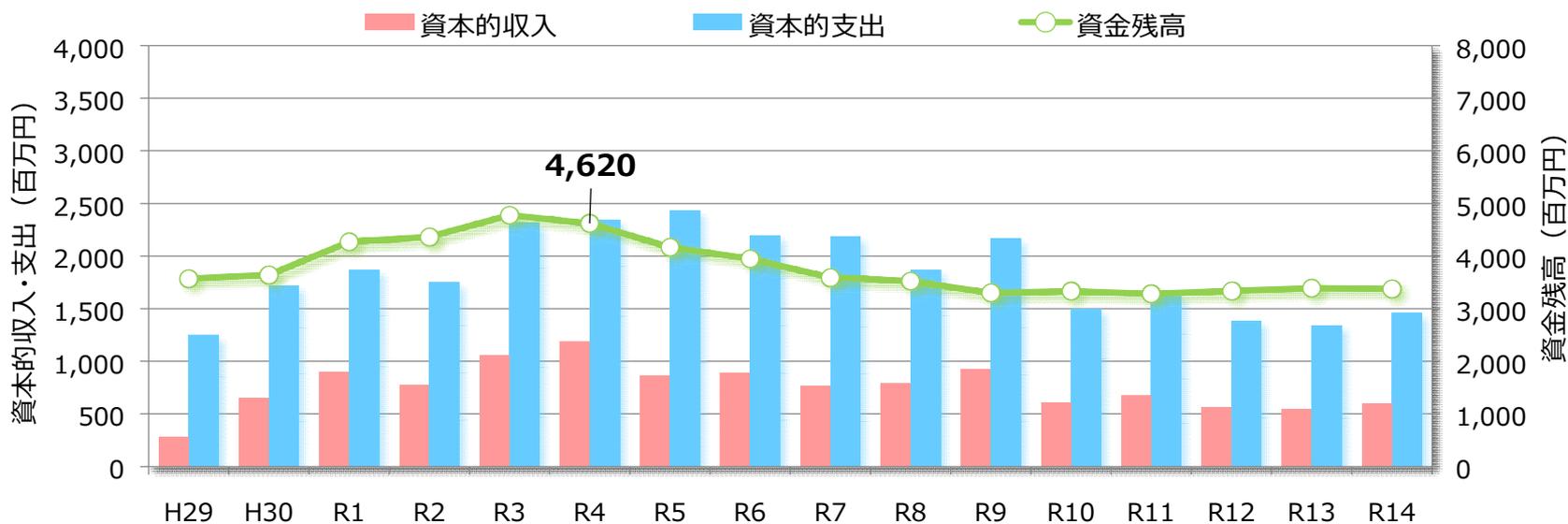
**津山市水道局では、上記の資金を算定し、20億円を設定**



# 2. 本市水道事業の財政状況

## 内部留保資金の現状

注：R4は決算値



### ■ 内部留保資金の現状

(資金残高) 令和4年時点の内部留保額

→約46億円

(設定) 不足の事態の運転資金、必要余剰として留保

→ 20億円

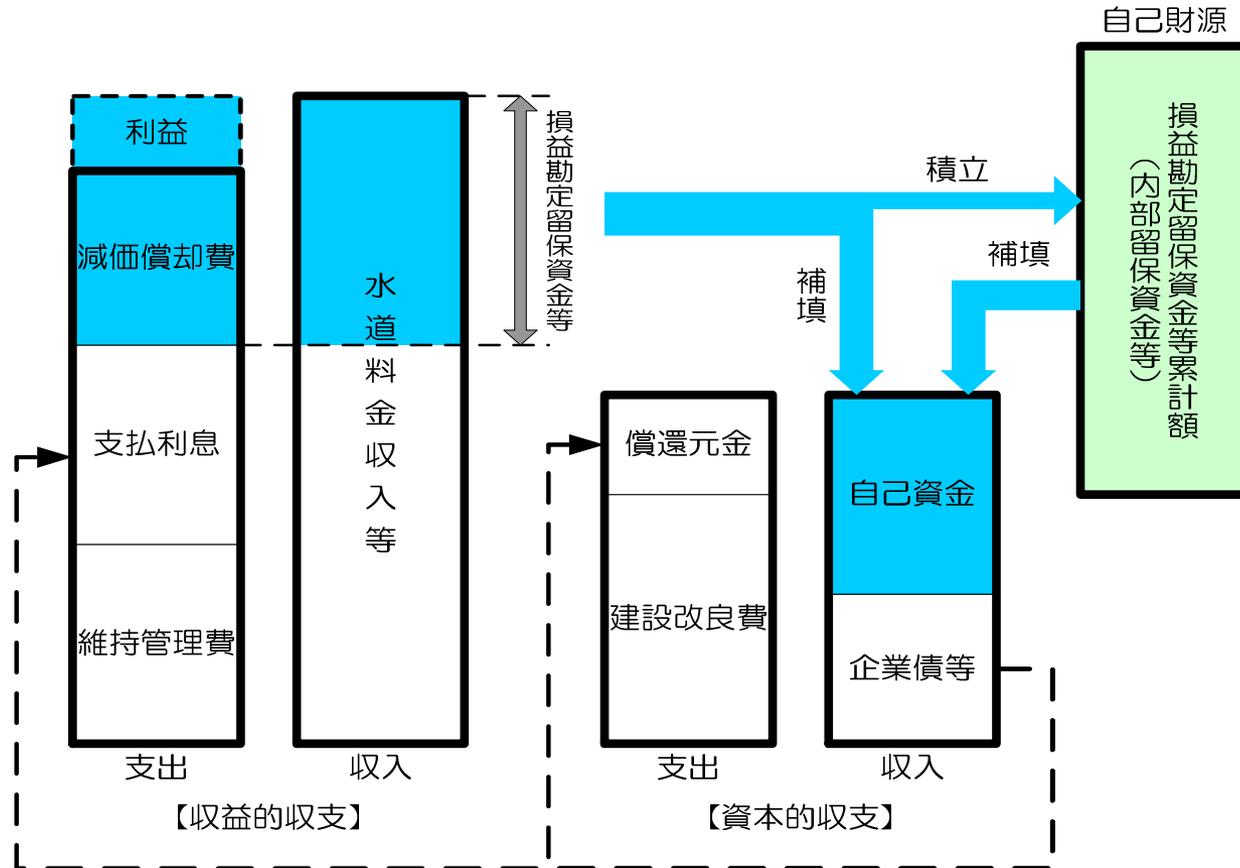
(設定以外の内部留保) 上記設定以外の施設整備費等の財源

→約26億円



# 2. 本市水道事業の財政状況

## 「収入」・「支出」と内部留保資金の関係性



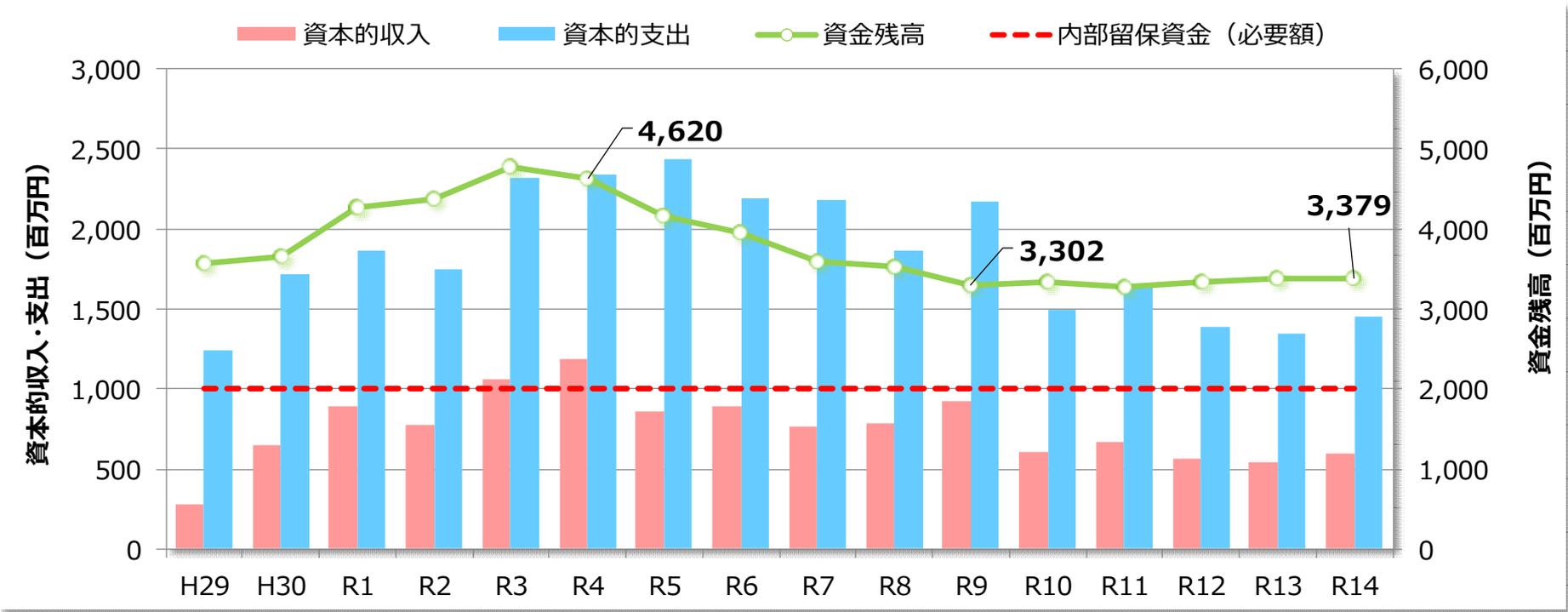
出典：水道ビジョンフォローアップ検討会資料（厚生労働省）



## 2. 本市水道事業の財政状況

### 今後の資金残高の見通し

注：R4決算値を反映して再計算

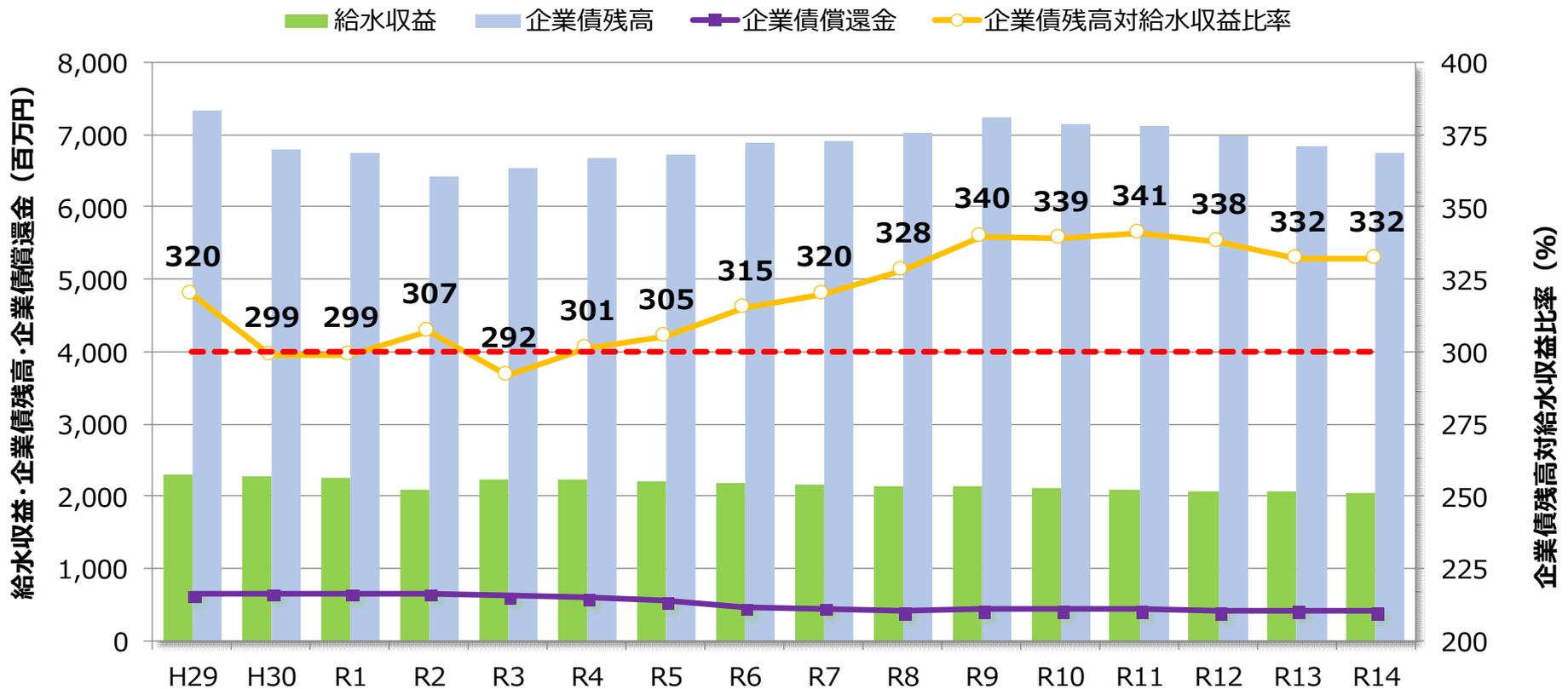




# 2. 本市水道事業の財政状況

## 企業債残高対給水収益比率（平成29～令和9年度）

注：R4決算値を反映して再計算





## 2. 本市水道事業の財政状況

### 企業債残高対給水収益比率（平成29～令和9年度）

注：R4決算値を反映して再計算

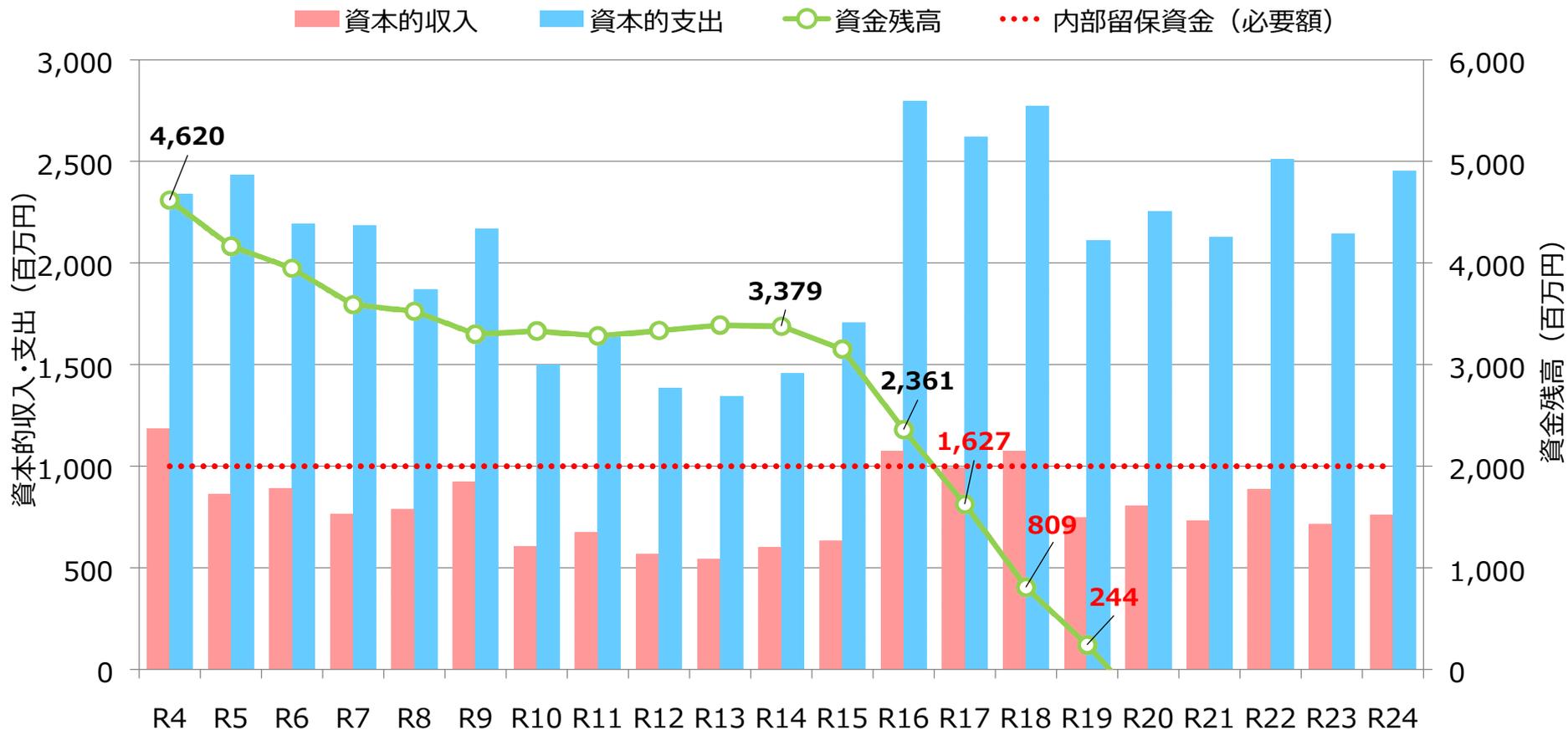
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
給水収益 (千円)	2,293,044	2,277,108	2,257,496	2,092,291	2,239,317	2,220,703	2,205,031	2,181,356
企業債残高 (千円)	7,340,575	6,802,471	6,749,737	6,421,046	6,532,879	6,685,744	6,715,533	6,878,986
企業債償還金 (千円)	645,135	650,204	658,634	650,290	620,668	590,935	551,954	448,318
企業債残高対給水収益比率 (%)	320	299	299	307	292	301	305	315
資金残高 (千円)	3,569,854	3,644,922	4,268,261	4,364,318	4,777,888	4,619,552	4,167,247	3,949,578

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
給水収益 (千円)	2,162,809	2,143,663	2,129,513	2,105,296	2,086,450	2,068,500	2,057,894	2,035,818
企業債残高 (千円)	6,924,562	7,026,544	7,245,459	7,144,644	7,113,192	6,989,707	6,836,882	6,753,996
企業債償還金 (千円)	439,522	406,045	426,082	426,593	425,323	410,469	415,646	403,618
企業債残高対給水収益比率 (%)	320	328	340	339	341	338	332	332
資金残高 (千円)	3,590,801	3,525,716	3,301,631	3,331,485	3,283,136	3,336,333	3,390,515	3,378,500



## 2. 本市水道事業の財政状況

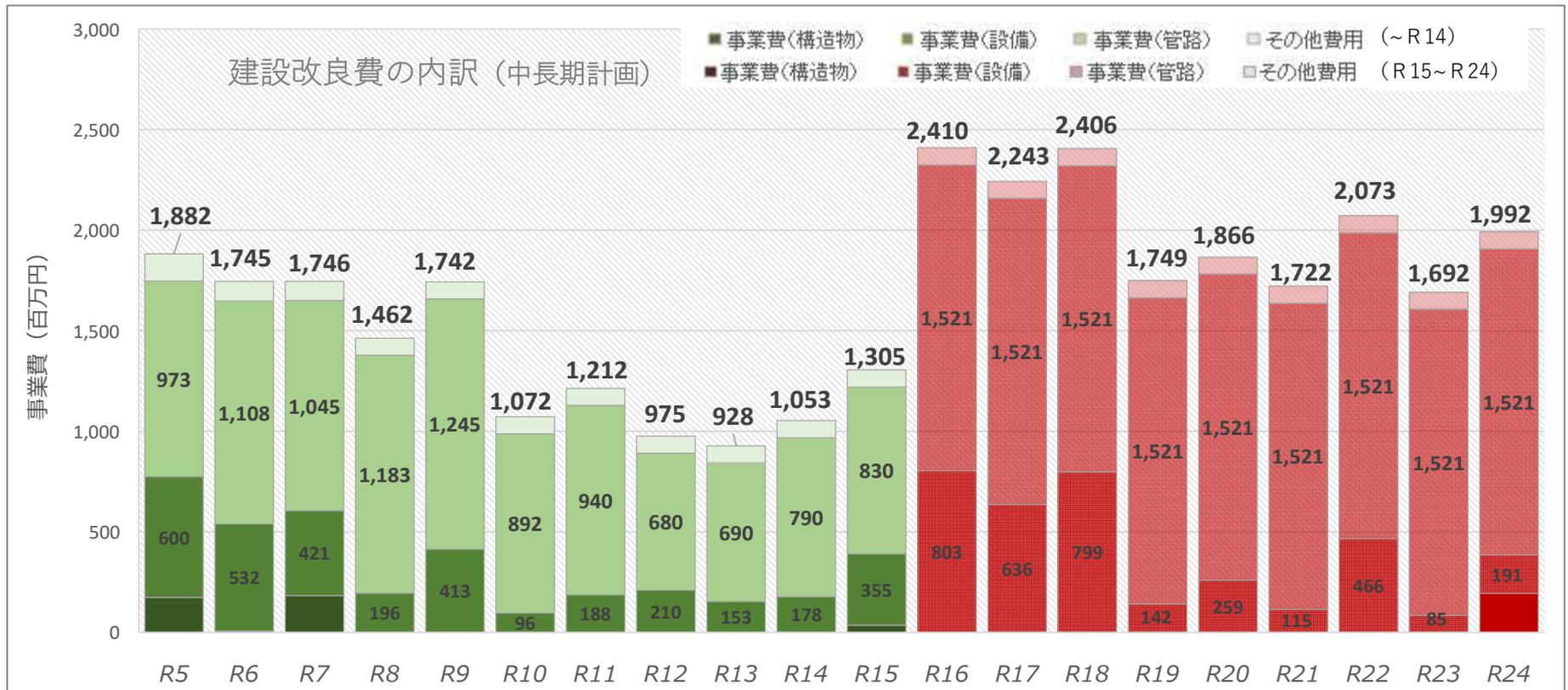
### 今後の資金残高の長期見通し（～令和24年度）





# 2. 本市水道事業の財政状況

## 今後の長期設備更新計画について（～令和24年度）





## 2. 本市水道事業の財政状況

### 企業債残高対給水収益比率及び資金残高推移 (令和14～令和24年度)

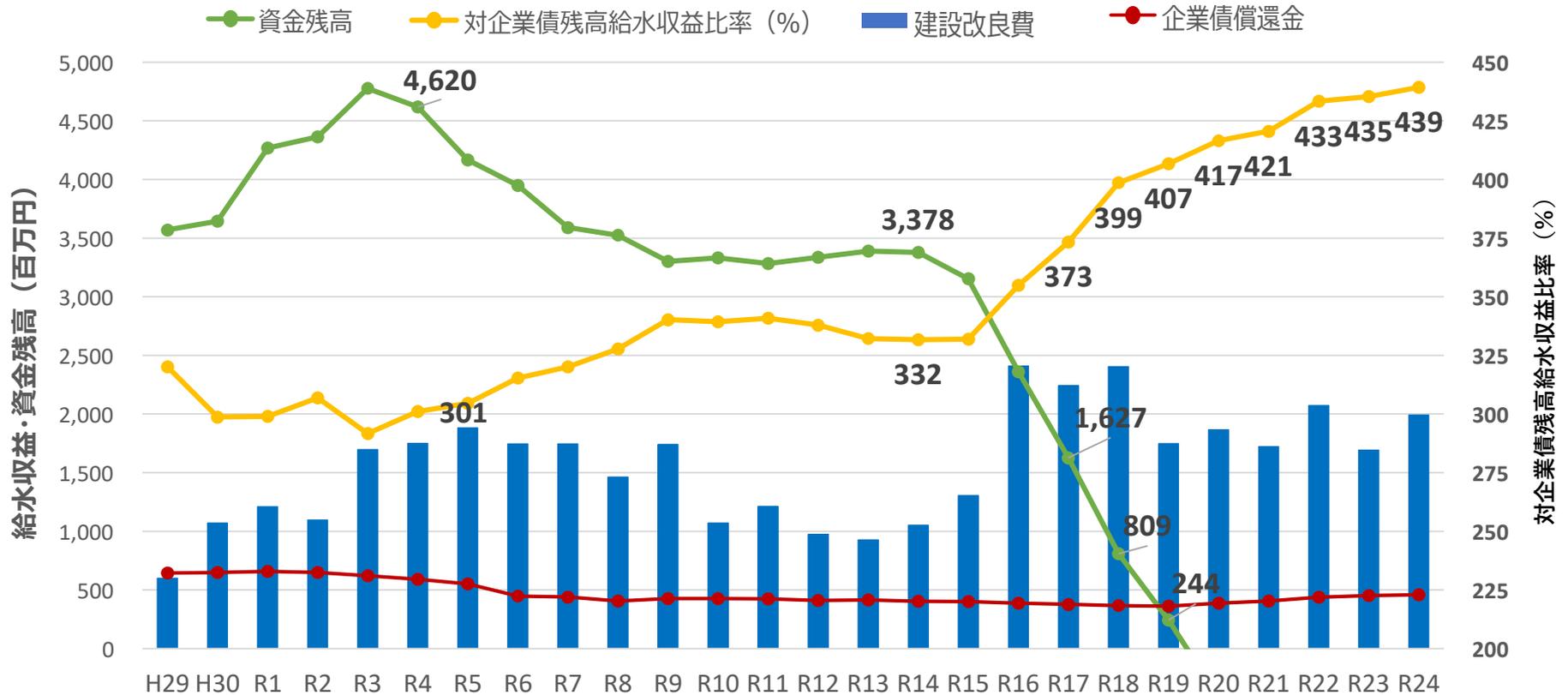
	R14	R15	R16	R17	R18
給水収益(千円)	2,035,818	2,020,112	2,005,005	1,996,024	1,976,286
企業債残高(千円)	6,753,996	6,705,233	7,115,233	7,451,300	7,878,728
企業債償還金(千円)	403,618	400,915	386,730	376,923	367,096
企業債残高対給水収益比率	332%	332%	355%	373%	399%
資金残高(千円)	3,378,500	3,152,975	2,361,161	1,626,836	809,460

	R19	R20	R21	R22	R23	R24
給水収益(千円)	1,962,600	1,949,213	1,941,504	1,922,887	1,910,173	1,897,683
企業債残高(千円)	7,982,369	8,119,229	8,165,763	8,334,137	8,315,645	8,337,166
企業債償還金(千円)	362,417	387,780	405,973	438,244	452,127	460,157
企業債残高対給水収益比率	407%	417%	421%	433%	435%	439%
資金残高(千円)	244,245	-412,127	-1,041,084	-1,886,762	-2,589,478	-3,541,232



# 2. 本市水道事業の財政状況

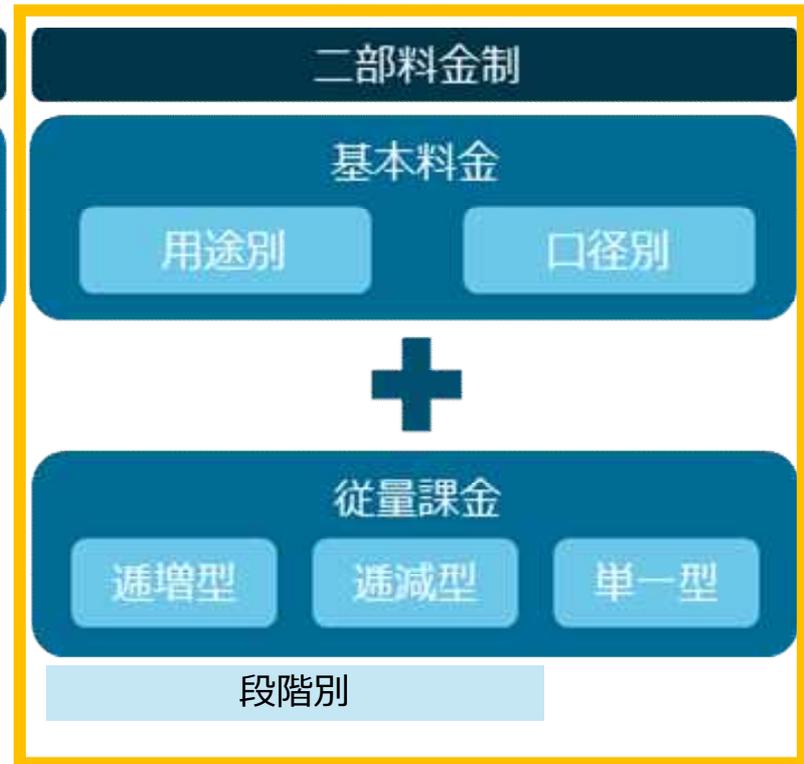
## 資金残高・企業債残高対給水収益比率 (平成29～令和24年度)





# 3. 水道料金の仕組みと現状

## 料金体系のパターン





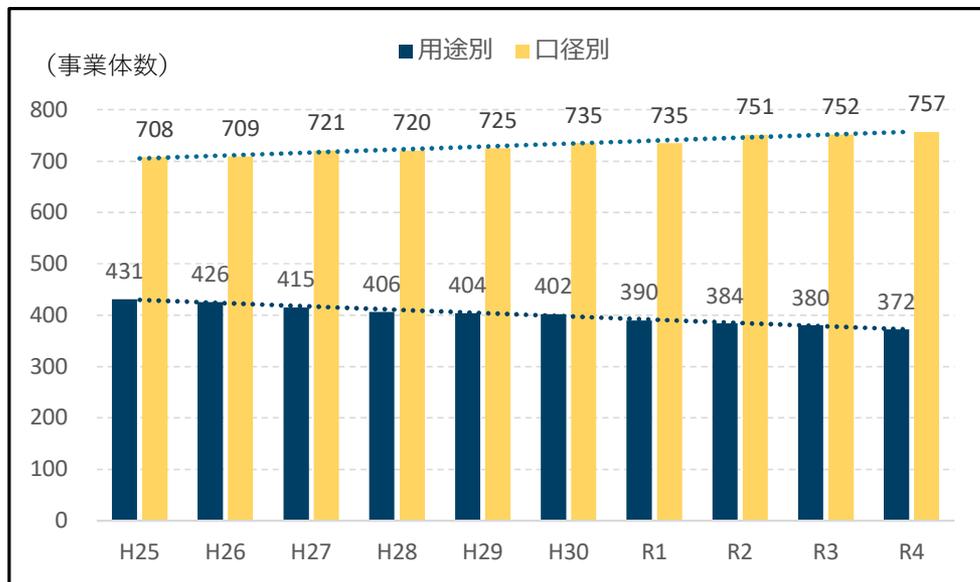
# 3 . 水道料金の仕組みと現状

## 料金体系の種類

**用途別料金制** 使用用途（例：家庭用，営業用，浴場用等）により区分し、料金を賦課する料金制度

**口径別料金制** 給水装置の口径の大小等により区分し、料金を賦課する料金制度

**単一料金制** 単価を均一とした従量料金制度



口径別が  
年々増加

県内他市の状況（令和4年3月時点）

用途別	口径別	単一
倉敷市、 玉野市、 井原市、 瀬戸内市、	岡山市、 総社市、 新見市、 赤磐市、 浅口市、 笠岡市、 高梁市、 備前市、 真庭市、	美作市



# 3 . 水道料金の仕組みと現状

## 料金体系の分布

津山市で採用している、口径別・段階別従量制は、令和4年4月1日時点で、採用している事業者が最も多い体系

区分	料金体系区分			
	基本料金(準備料金)	従量料金(水量料金)	R4.4.1	
用途別	用途別	単一従量制	190 件	
	用途別	段階別従量制	169 件	
	単一制	段階別従量制	12 件	
	単一制	用途別従量制	1 件	
	計			372 件
	構成比			(30%)
口径別	口径別	単一従量制	10 件	
	口径別	段階別従量制	314 件	
	基本水量付口径別	単一従量制	139 件	
	基本水量付口径別	段階別従量制	294 件	
	計			757 件
	構成比			(60%)
その他	基本水量付単一制	単一従量制	58 件	
	基本水量付単一制	段階別従量制	57 件	
	単一制	単一又は段階別従量制	12 件	
	基本水量付口径別	段階別従量制	件	
	計			127 件
	構成比			(10%)
合計			1,256 件 (100%)	



# 3 . 水道料金の仕組みと現状

## 本市の水道料金

基本料金	従量料金
開栓後（水道の使用開始）に水道の使用の有無に関わらず、全ての使用者に負担していただく料金	使用水量に応じて負担いただく料金
本市では、水道メーターの口径ごとに基本料金を設定 ※基本料金に基本水量を付けるなどの料金設定を行っている事業者もあり	本市では、使用する水量の段階によって1m <sup>3</sup> あたりの単価が変わり、使用する水量が多いほど単価が高くなる制度（従量逦増型）を採用
水道施設の更新、維持管理、メーター関連費用などの財源	水を作るために必要となる薬品費、動力費などの財源



# 3. 水道料金の仕組みと現状

## 本市の水道料金

(税込み)

基本料金 (2ヶ月につき)		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)			
口径(mm)	料金	種別	用途	使用水量(m <sup>3</sup> )	料金
13	1,760円	専用給水装置	一般用	1から20まで	82.5円
20	3,080円			21から40まで	187.0円
25	4,730円			41から60まで	220.0円
40	6,380円			61から200まで	247.5円
50	7,920円			201以上	269.5円
75	9,460円		湯屋用	1	88.0円
100	12,650円				
150	16,830円				

口径別

安

段階別

逓増型

高



# 3. 水道料金の仕組みと現状

## 水道料金の計算例

・・・20mmの口径で62m<sup>3</sup>使用（2ヶ月）した場合

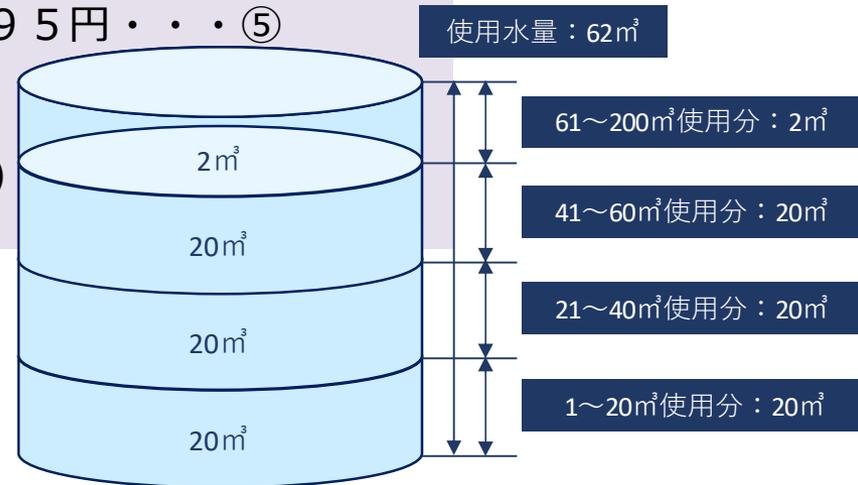
基本料金 20mm口径 3,080円・・・・・・・・・・・・①

### 従量料金

- (1m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>) 20m<sup>3</sup>× 82.5円 = 1,650円・・・②
- (21m<sup>3</sup>~40m<sup>3</sup>) 20m<sup>3</sup>× 187.0円 = 3,740円・・・③
- (41m<sup>3</sup>~60m<sup>3</sup>) 20m<sup>3</sup>× 220.0円 = 4,400円・・・④
- (61m<sup>3</sup>~62m<sup>3</sup>) 2m<sup>3</sup>× 247.5円 = 495円・・・⑤

### 請求金額

① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 13,365円 (税込み)

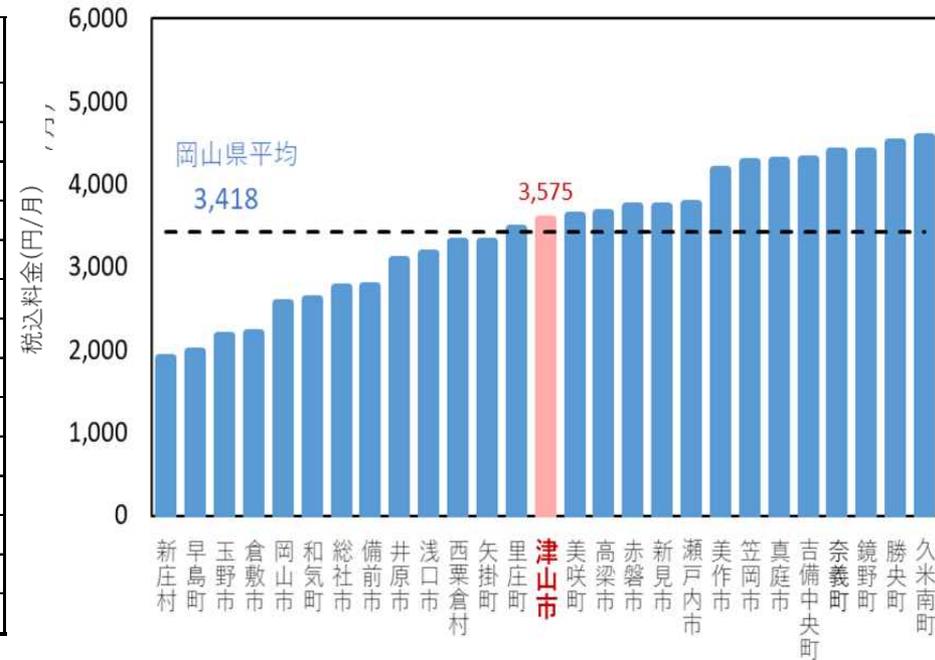




# 3. 水道料金の仕組みと現状

## 県内自治体との水道料金の比較（家庭用）

順位	団体名	20㎡使用時 水道料金	本市との差	順位	団体名	20㎡使用時 水道料金	本市との差
1	新庄村	1,910	-1,665	15	美咲町	3,630	55
2	早島町	1,980	-1,595	16	高梁市	3,660	85
3	玉野市	2,178	-1,397	17	赤磐市	3,735	160
4	倉敷市	2,200	-1,375	18	新見市	3,740	165
5	岡山市	2,563	-1,012	19	瀬戸内市	3,762	187
6	和気町	2,612	-963	20	美作市	4,180	605
7	総社市	2,750	-825	21	笠岡市	4,268	693
8	備前市	2,772	-803	22	真庭市	4,290	715
9	井原市	3,080	-495	23	吉備中央町	4,301	726
10	浅口市	3,170	-405	24	奈義町	4,390	815
11	西粟倉村	3,300	-275	25	鏡野町	4,400	825
12	矢掛町	3,311	-264	26	勝央町	4,510	935
13	里庄町	3,465	-110	27	久米南町	4,565	990
14	<b>津山市</b>	<b>3,575</b>	<b>0</b>		平均値	3,418	



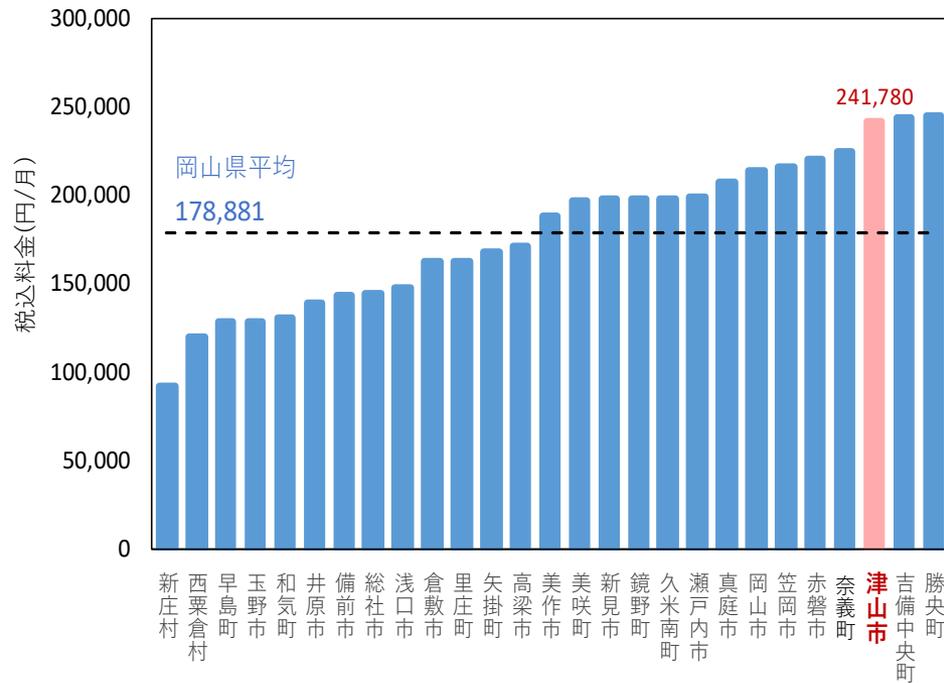
メーター口径13mm、1ヶ月の使用水量20m<sup>3</sup>



# 3. 水道料金の仕組みと現状

## 県内自治体との水道料金の比較（事業者用）

順位	団体名	900m <sup>3</sup> 使用時 水道料金	本市との差	順位	団体名	900m <sup>3</sup> 使用時 水道料金	本市との差
1	新庄村	91,810	-149,970	15	美咲町	197,230	-44,550
2	西粟倉村	119,460	-122,320	16	新見市	197,560	-44,220
3	早島町	128,172	-113,608	17	鏡野町	198,000	-43,780
4	玉野市	128,667	-113,113	18	久米南町	198,165	-43,615
5	和気町	130,364	-111,416	19	瀬戸内市	199,320	-42,460
6	井原市	138,600	-103,180	20	真庭市	207,812	-33,968
7	備前市	143,370	-98,410	21	岡山市	213,708	-28,072
8	総社市	144,485	-97,295	22	笠岡市	215,820	-25,960
9	浅口市	148,060	-93,720	23	赤磐市	220,786	-20,994
10	倉敷市	162,492	-79,288	24	奈義町	224,605	-17,175
11	里庄町	162,800	-78,980	25	津山市	241,780	0
12	矢掛町	168,201	-73,579	26	吉備中央町	244,420	2,640
13	高梁市	170,810	-70,970	27	勝央町	245,190	3,410
14	美作市	188,100	-53,680		平均値	178,881	

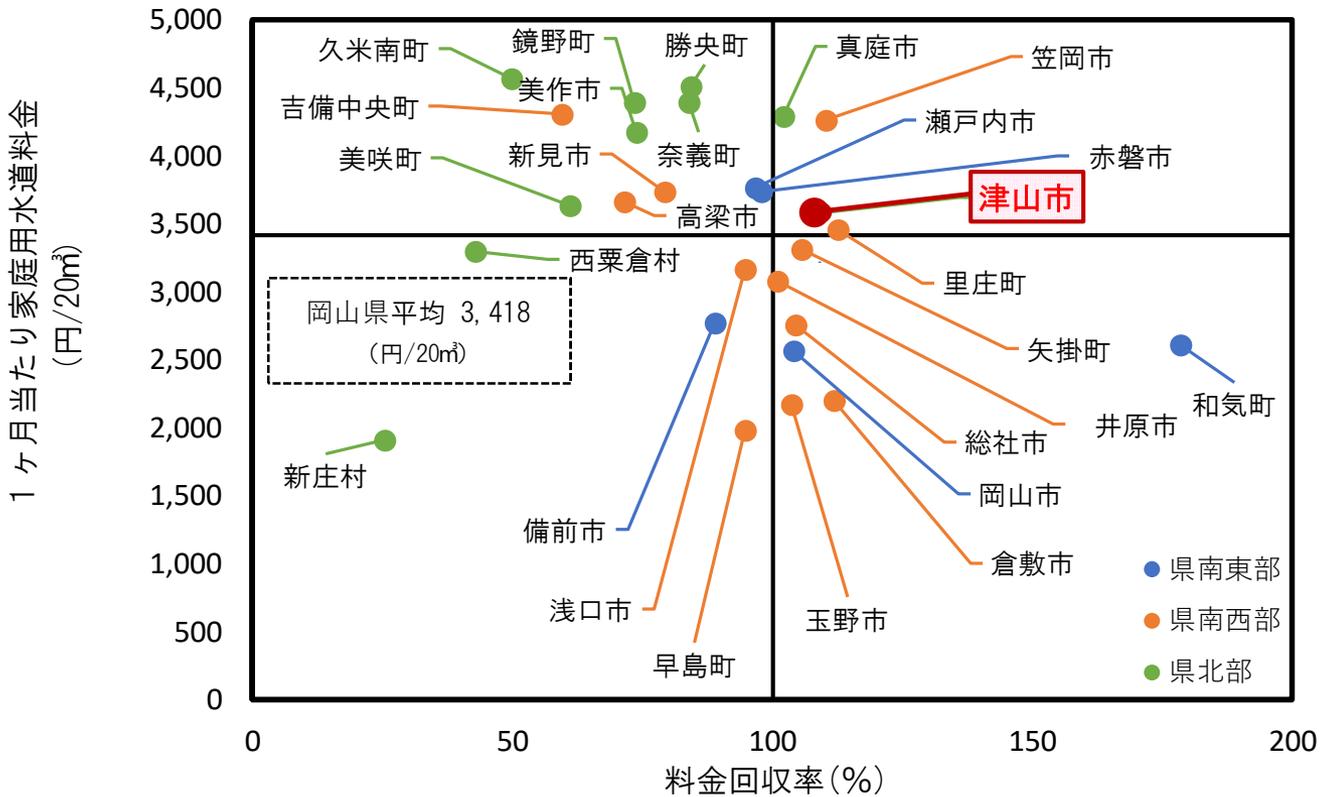


メーター口径50mm、1ヶ月の使用水量900m<sup>3</sup>



# 3. 水道料金の仕組みと現状

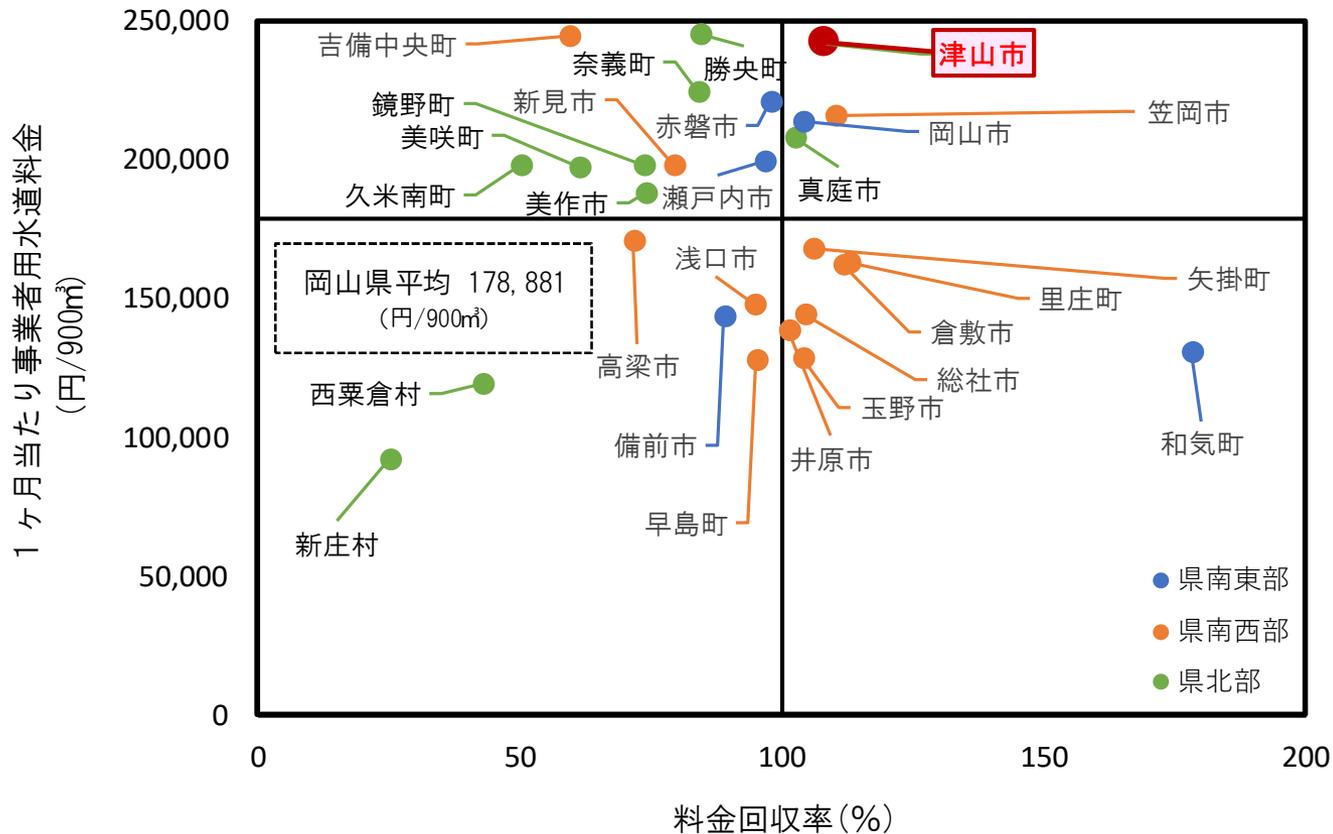
## 水道料金（家庭用）と料金回収率





# 3. 水道料金の仕組みと現状

## 水道料金（事業者用）と料金回収率



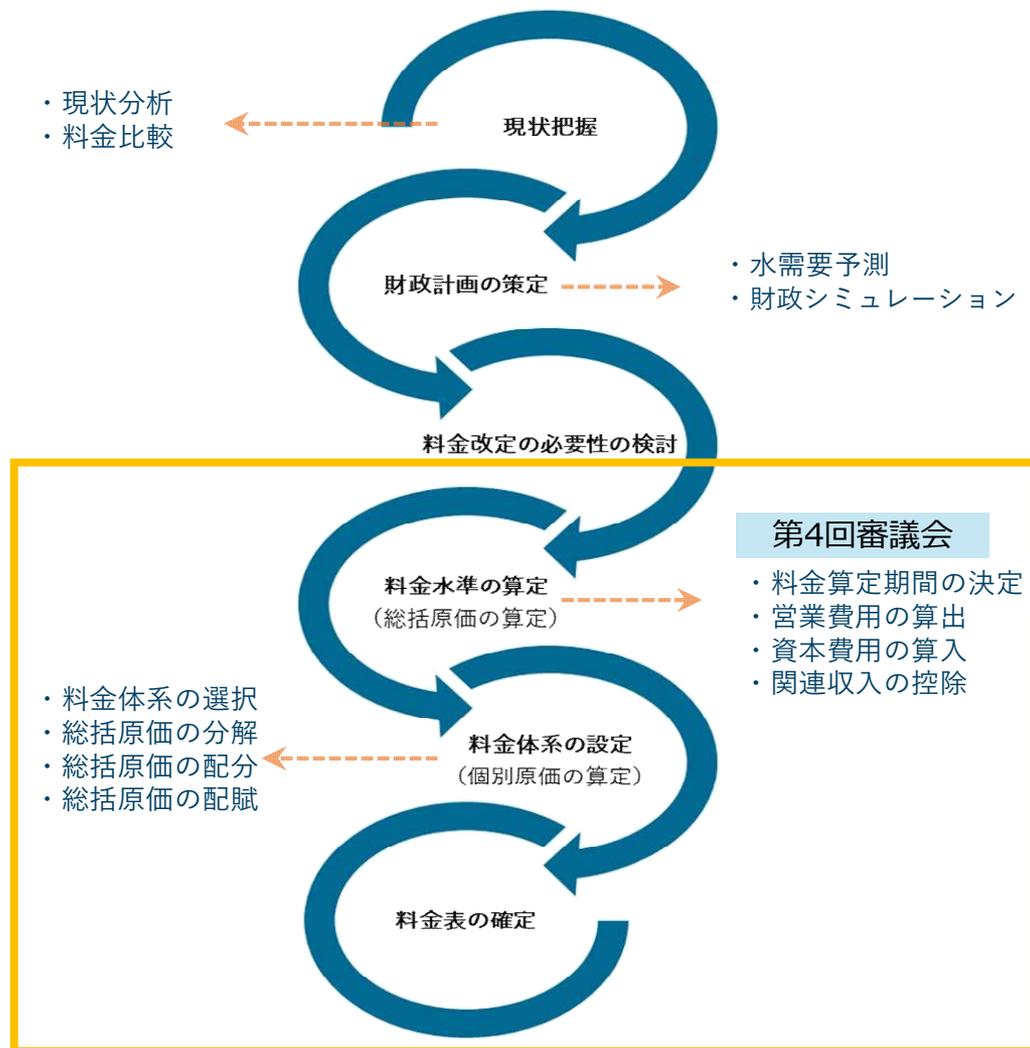


# 4. 水道料金の算定フロー

## 適正な料金水準の検討

本市では、水道ビジョンの見直しにおいて、現状把握、財政計画の策定を行いました。

将来の水需要予測と財政シミュレーションにより、料金改定の必要性の検討を行った結果、収益的収支の悪化、企業債残高対給水収益比率の上昇などの課題があり、料金の適正水準の検討を行う必要があると判断しました。当審議会において、諮問を行う予定としております。





# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 料金の適正水準の検討

1. 料金算定期間の設定
2. 料金は中長期計画期間（令和24年度まで）、安全安心な水道を作り続けることができる水準
3. 具体的な料金算定は、法令に沿って算定

**公正妥当な料金**

**明確な料金**

**差別的扱いの禁止**

水道法第14条

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 総括原価とは

水道料金は、水道法や地方公営企業法によって、「能率的な経営の下における適正な原価」を基準とすることとされています。この原価のことを**総括原価**といいます。

参考 水道法第14条

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、**能率的な経営の下における適正な原価**に照らし、**健全な経営を確保することができる**公正妥当なものであること

（以下略）

参考 地方公営企業法第21条第2項

前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保することができる**ものでなければならない。

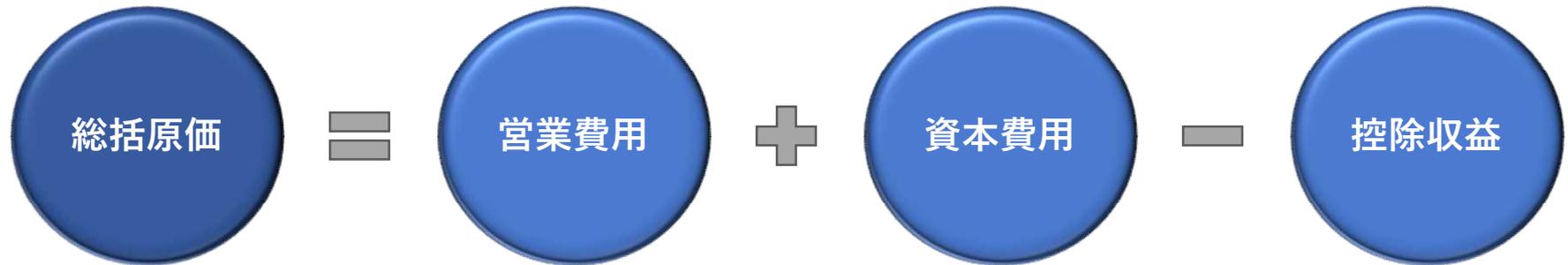


# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 総括原価とは

総括原価は、以下の算式で求めます。

**営業費用 + 資本費用 - 控除収益**



参考 水道法施行規則第12条第1項

料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

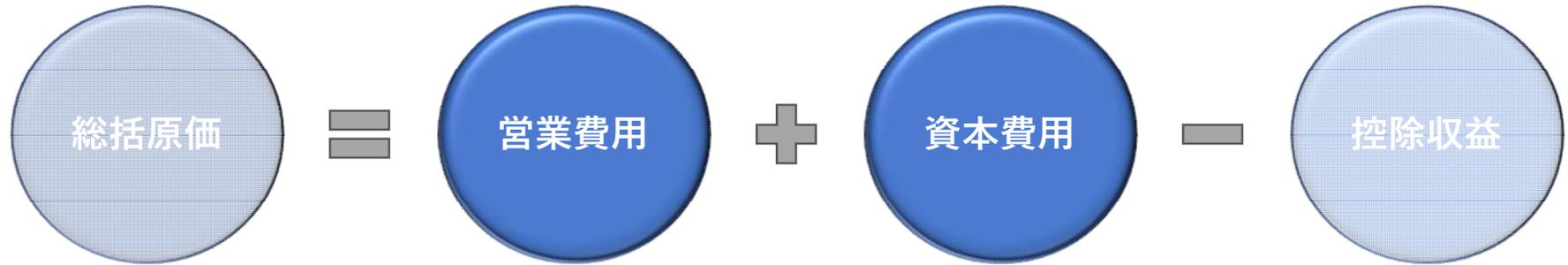
ロ 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。)との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額



# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 総括原価とは



	説明	具体的には
営業費用	水道水を作り、使用者へ水道水を送り届けるために必要な費用	人件費、薬品費、動力費、修繕費、委託費、受託費、減価償却費、資産減耗費、その他の費用
資本費用	水道施設の維持のために必要な費用	資産維持費（※）と支払利息

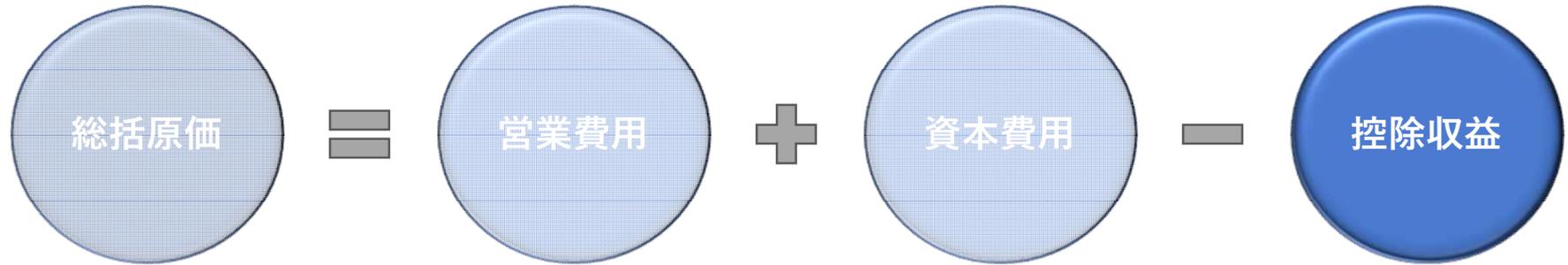
（※）資産維持費…水道施設の計画的な更新などの自己財源として内部に留保すべき額

将来的にも維持すべき償却資産に適正な率（資産維持率）を乗じて算定  
手引きでは資産維持率3%を標準として、施設の更新等を勘案して決定する。



# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 総括原価とは



控除収益には、水道料金以外の収益のほとんどが該当します。

### 主な控除項目

### 主な収入内容

その他営業収益

県企業団からの浄水場運転管理受託費

他会計補助金

消火栓設置に係る経費など一般会計が負担することが適当と認められている経費に相当する収入

雑収益

土地貸付料、工業用水道事業事務負担金

その他営業外収益

下水道使用料徴収受託費

長期前受金戻入

一般会計負担金、移転補償金を毎年収益化する収入（現金収入を伴わない収入）



# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 【参考】本市水道事業会計の長期前受金

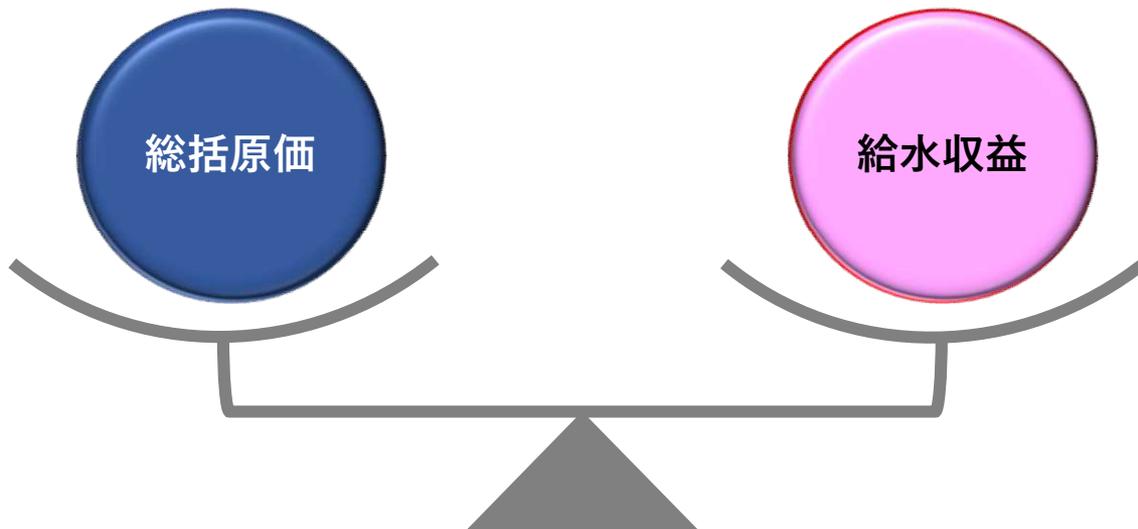
節	どんなもの？	控除収益に
受贈財産	主に消火栓の寄付など、贈与により取得した財産の評価額	算入しない
国庫補助金	特定の工事に対する国からの補助金	算入しない
県補助金	特定の工事に対する県からの補助金	算入しない
工事負担金	県企業団との共同事業の企業団負担分、先行投資負担金、開発負担金	算入しない
一般会計負担金	消火栓設置工事に対し、一般会計が負担する工事費。国の指針により一般会計が負担すべき経費として認められている。	算入する
固定資産移転補償金	下水道工事、ガス工事の際の水道施設の移転に係る費用の一部について、補償金として支払われるもの。	算入する
その他	上記に当てはまらない長期前受金	算入しない



# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 総括原価と給水収益の関係

水道事業は、水道料金によって事業運営を行う独立採算制を採用しており、原則、公費（税金）は使っていません。水道料金は、3～5年程度の算定期間において、総括原価と均衡を保つよう設定することとされています。





# 5. 総括原価の算定（考え方）

## 料金改定率

料金改定を行う場合、算定期間中の総括原価と給水収益の差額（収入が不足する額）を改定によって補います。



料金改定率（％）＝

$$\left[ \frac{\text{総括原価}}{\text{現行の料金収入}} - 1 \right] \times 100$$

例えば、  
総括原価100億円、  
給水収益80億円だった場合、  
料金改定率は、  
 $(100 \div 80 - 1) \times 100 = 25.0$ （％）